

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

| | | |
|------|------------------------|-----------------|
| 損害項目 | ア 営業損害（逸失利益） | 1 3 0 万 7 6 4 円 |
| | イ 検査費用 | 6 0 0 0 円 |
| | ウ 弁護士費用 | 3 万 9 2 0 3 円 |
| 期 間 | 自 平成 2 3 年 3 月 1 1 日 | |
| | 至 平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日 | |

2 既払い金の精算

(1) 申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、金 1 6 万 4 9 9 5 円を支払済みであることを確認する。

(2) 申立人及び被申立人は、前記(1)の既払い金 1 6 万 4 9 9 5 円のうち金 1 2 万 7 3 3 4 円については、前項記載の損害項目に充当する方法にて精算する。

3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第 1 項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）の合計金額である金 1 3 4 万 5 9 6 7 円から前項(2)記載の既払い金 1 2 万 7 3 3 4 円を控除した残額である金 1 2 1 万 8 6 3 3 円の支払義務のあることを認める。

4 支払方法

(省略)

5 清算

第 1 項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人及び被申立

人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月20日

（仲介委員 角田 淳）